

令和4年度 第1回三重県最低賃金専門部会議事録

- 1 開催日時 令和4年8月1日（月） 13時20分～15時10分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員
公益代表 藤本 真理 三好 正人 安井 広伸
労働者代表 葛山真由美 藤岡 充昭 前田 良彦
使用者代表 栗須百合香 中村 和仁 別所 浩己
- 4 議題
 - (1) 部会長・部会長代理の選出
 - (2) 専門部会運営規程(案)について
 - (3) 三重県最低賃金の改正について
 - (4) 金額検討について

5 開 会 (賃金係)

只今から令和4年度第1回三重県最低賃金専門部会を開催させていただきます。

先ず、出席委員の確認でございます。本日、全員の方が出席いただいております。最低賃金審議会令第6条第6項の定足数を満たしておりますことをご報告させていただきます。

開会にあたりまして労働基準部長から挨拶を申し上げます。

(部 長)

皆さんおはようございます。

基準部長の片野でございます。

定刻より10分程早いのですが、皆様お揃いということで始めさせていただきます。

本日は、ご多忙の中また非常にお暑い中、かつ、ちょっとコロナも猛威をふるっている中にありますが、第1回三重県最低賃金専門部会にご出席いただきましてありがとうございます。

専門部会の第1回目ということでございますので、本日の予定としては、まず、部会長、部会長代理の選出をいただいたあと、三重県最低賃金の改正決定についてのご

審議もお願いしたいというふうに考えております。

ただ、令和4年度の地賃の目安について、未だ中賃の方で出されている状況にはありません。中賃において答申が出され次第、専門部会の中で目安額は伝達をさせていただき、今後のスケジュールについては、一部報道に出てはおりますが、確定をしたものはないということでご了承をいただければと思います。

いずれにしても、例年ですね、委員の皆様方には、それぞれのお立場の厳しい状況を踏まえてご議論をいただいているところです。皆様のご尽力によって、来年度の最低賃金額、願わくば、全会一致でできればいいなど、これは願いではございますが、結審できるよう事務局といたしましても、適切な運営に努めてまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日どうぞよろしくお願いいたします。

6 議 事

(1) 部会長・部会長代理の選出

(賃金係)

ありがとうございました。

続きまして、議事の一つ目、部会長・部会長代理の選任についてで、ございます。部会長及び部会長代理の選出は、本審と同様、最低賃金法第25条第4項により、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」こととなっております。

先般の公益委員会議で協議していただき、その結果、部会長に三好委員、部会長代理には藤本委員ということでお決めいただきましたので、ご報告いたします。

拍手をもってご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

— 拍手にて承認 —

(賃金係)

それでは、これよりの部会の進行については三好部会長のほうでよろしくお願いいたします。

(部会長)

昨年に引き続きまたやらせていただくこととなりました三好でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど部長からもお話ございましたように、中賃の目安がまだ出ていないという、昨年にも増して今年はまた大変かなあという気はしております。

ただ、やはり去年と比べて経済は動いてきたのかなど。土曜日、津の花火大会も三年ぶり、桑名の花火大会も三年ぶり。私、仕事で桑名の花火大会に行っていたのですが、入場制限をかけている中でも、コロナの三年間のうっぷんというのは、だ

いぶ出ているのかなあと。それが経済を動かすエネルギーの一つになってきているのかなという気がしました。

ただ、今後どのような形でコロナの第7波がどうなっていくのか、まだ見えない中で、将来の不安、ウクライナ侵攻によっての物価高、アメリカの経済の状況、色々ある中で、この三重という地域の中の最賃を決めていかせていただくことになると思っておりますので、是非とも皆様のお力で、良い議事の進行をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、中賃の答申がございませんので、事務局からご伝達いただくことは特にございません。それぞれ中賃の目安が出ましたら、また皆様とお話をさせていただきたいと思っております。ご意見をどんどんお出しいただきまして、良い着地点を見つけていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、私の方からの挨拶はこれで。

続きまして部会長代理の藤本委員をお願いします。

(部会長代理)

部会長代理に選任されました藤本でございます。

色々力不足の点、多々あろうかと思いますが、部会長を補佐して、できるだけ円滑に進んでいくように力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(2) 専門部会運営規程(案)について

(部会長)

それでは、次の議事に入らせていただきます。

まずは、専門部会の運営規程を定めさせていただきます。

運営規程(案)が資料の中にごございますので、事務局からご説明をお願いします。

(室 長)

審議会の運営につきましては、審議会の運営上、細部に及ぶ定めを必要とする場合には会長が定めることとなっております。

専門部会もこれにならって運営規程を設けるという形で、従来から進めていただいております。

資料の2の運営規程(案)を付けていただいたものが入っております。

内容としましては、昨年度の規程のとおりですが、本審の規程に習って、第8条第一項の議事録署名の箇所を変更することを提案いたします。

また、専門部会の廃止については、第10条で審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって廃止すると規定しております。

この規程についてのご審議をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(部会長)

この運営（案）について何かお気づきの点はございますでしょうか。
よろしいでしょうか。
それでは、この（案）を運営規程ということに決定させていただきます。よろしいですか。

— 異議なしの声 —

（部会長）

はい、異議なしということで、ありがとうございます。
この規程は本日からということで、決定させていただきます。
それでは、恐れいりますが、（案）を二重線で消していただき、施行期日に本日の日付をご記入いただければと思います。

（3） 三重県最低賃金の改正について

（部会長）

では、次の議事に入らせていただきたいと思います。
これから、ご審議いただきますために、各資料について事務局からご説明を頂戴いたします。

（室 長）

はい、それではご説明申し上げます。
地域別最低賃金額改定のご審議をいただくにあたり、新しく作成しました資料を、ご説明させていただきます。
資料3、「最低賃金に関する基礎調査結果」について、ご説明させていただきます。
資料3には、「令和4年最低賃金に関する基礎調査の概要」を、この基礎調査は、6月現在の状況について、事業場規模が、製造業、情報通信業のうち新聞業・出版業は常用労働者100人未満、その他の産業については、30人未満を雇用する民営事業所について調査を行っており、特定（産業別）最低賃金が決定されている事業所は、100人以上雇用している事業所も対象となっております。
数としては、2,313事業所を対象として調査票を送付し、中間集計でございますが、廃止等を除き、提出があった1,033事業所の合計11,221人の労働者の結果です。
4ページ目からは、総括表(1)「規模別、地域別、年齢別表」8ページ目からは、総括表(2)「年齢別、男女別」となっております。
それぞれ、該当金額の行を黄色のラインで入れさせていただきます。
最低賃金未満率は、2.0%となっております。
資料4は、三重県における公共職業安定所において取りまとめられた令和4年5月における「求人募集賃金・求職者希望賃金情報」です。
1番最初の表は、三重県下の平均値となっております。

常用的パートの求人募集賃金の下限平均は1,031円となっております。最下限平均は尾鷲公共職業安定所の輸送・機械運転職で907円でございます。

2ページ目以下は、各安定所別、地域別の数字となっております。

地域別では、中勢地域が常用的パートの下限平均が1,044円、東紀州地域では973円で、71円の地域間格差が認められております。

説明としては以上になります。

(部会長)

はい、ありがとうございます。

事務局から説明のあった資料については、審議の参考にしていただければと思います。

引き続きまして、今後の日程調整をしたいと思います。

事務局の方から何かご説明はございますか。

(室長)

今後の日程についてですが、10月1日発効に向けて、

第2回の専門部会を8月2日(火)午後1時30分

第3回の専門部会は8月3日(水)午後2時30分

第4回の専門部会は8月4日(木)の午後1時30分

に開催し、8月5日午前10時30分には本審を開催し、答申する必要があります。よろしく申し上げます。

(部会長)

ありがとうございます。

中賃の数字が出たという前提でのスケジュールです。現時点では、おそらく明日には中央の方の答申が出るのかなと思います。それが、午前なのか午後なのか、午前中であれば、明日のご審議、頭からご議論いただくことができと思いますが、午後になって来るとちょっと影響が出てくるのかなと。その辺の状況につきましては、明日、情報を取りながらやっていきたいと思いますが、まずは、今のところ8月5日午前10時、これは本審ということで念頭におかせていただければと思いますので皆様よろしく願いいたします。

では、その日程で審議を進めていきたいと存じますのでよろしく願いいたします。

(4) 金額検討について

(部会長)

続きまして、普段ですとここから金額検討というお話でございますが、その前提としての進め方ですね、これをご検討させていただければと思います。

従来ですと、労使が分かれてご検討いただき、それぞれ立場を固めていただくというようなやり方になるのでございますが、この従来のやりかたでよろしいでしょうか。

では、このスタイルで今年もやらせていただきます。

議事録の作成にあたりまして、労使が分かれてご検討いただくにあたり、「休会」というような形でさせていただきます。再び、労使の皆様が集まっていただきまして審議する際には、「再開」として、審議に入ることとさせていただきたいと思っております。このスタイルで今年もお願いいたします。

よろしゅうございますか。

はい、ありがとうございます。

それでは、本日はここで、「休会」とさせていただきます。皆さんお部屋に分かれていただきまして、各部屋に事務局からご案内させていただきます。それに伴いまして公益側がお邪魔させていただくスタイルでやらせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

ご案内よろしくお願いいたします。

(室 長)

本日の労使個別会場についてご案内させていただきます。

労働者側専門部会委員の先生は「4階 基準部長室」へ

使用者側専門部会委員の先生は「3階 会議室」へ

移動をお願いします。

使用者側は私が、労働者側は賃金係がご案内させていただきます。

— 労使個別協議会場へ —

— 全体会場へ集合 —

(部会長)

お集まりいただきありがとうございます。

全体会議に戻りまして再開とさせていただきます。

本日は第1回の専門部会として、各委員のお考えをお聞きする程度となりました。次回は継続して検討していただくことでよろしくお願い申し上げます。

第2回の専門部会は、明日8月2日（火）午後1時30分から、本日と同じこの会場でよろしくお願い申し上げます。

その時には、数字の目安等々が出ていれば議論をしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

(皆) ありがとうございました。

以上